

名古屋家庭裁判所委員会(第3回)議事概要

1 日時

平成16年11月9日(火)午後1時30分から午後4時まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室(7階)

3 出席者

(委員) ○委員長

越智委員, 川本委員, 國信委員, 鈴木委員, 武井委員, 新家委員, 原田委員, 山本委員, 横井委員, 若松委員, 村松委員, 庄地委員, ○福田委員, 徳永委員

(越智委員, 原田委員は途中で退席)

(事務担当者)

大久保裁判官, 三木事務局長, 石井首席家庭裁判所調査官, 岡庭家事首席書記官, 坂井少年首席書記官, 寺川総務課長, 佐藤少年訟廷管理官, 秋元主任家庭裁判所調査官, 徳田総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員名簿変更等連絡

(4) 「少年に対する保護的措置－裁判官の取組み」を大久保裁判官から, 「少年に対する保護的措置－家庭裁判所調査官の取組み」を石井首席家庭裁判所調査官から, 「少年に対する保護的措置－書記官の取組み」を坂井少年首席書記官からそれぞれ説明

(5) 意見交換

テーマ「家庭裁判所が行う少年に対する保護的措置の在り方について」について, 意見交換を行った。発言の要旨については, 別紙のとおり

(6) 次回の意見交換のテーマの選定

「家庭裁判所の広報活動について」

(7) 次回期日

平成17年5月20日(金)午後1時30分から午後4時まで

(8) 閉会

(別紙)

(委員長)

- ・ 家庭裁判所調査官からの保護的措置の説明の中で触れられた「少年友の会」について、補足説明及び現状と展望に関して家庭裁判所から説明してほしい。

(説明者)

- ・ 現在、全国の家庭裁判所50庁のうち、名称は様々であるが、約6割ぐらいに「友の会」があると聞いている。沿革は、昭和30年代に遡るが、設立当時は、貧困家庭の少年に対して、例えば、家庭裁判所に出頭するための交通費の援助や補導委託をする際の着換の準備等の物的、金銭的援助を主眼としたものであった。会員は家庭裁判所の役割や秘密性について理解がなされているという観点から調停委員が主体となっている。現在の活動としては、保護者代わりに審判に出席してもらう付添人活動と、各種活動の引率などの援助活動が行われているほか、保護者を集めて裁判所職員とは別の角度から保護者への援助をする保護者の会を実施している庁もある。今後の課題は、家庭裁判所と自発的なボランティア団体である「友の会」との関係をどのように保つか、会員増が望まれるが給源が限られている点などの解消である。

(委員長)

- ・ 家庭裁判所から紹介されているように、保護的措置にも様々な種類があるが、委員の意見を伺いたい。

(委員)

- ・ 家庭裁判所はよくやっているというのが正直なところである。ボランティアをもっと組織化して家庭裁判所の負担を減らすことも考えるべきで、役割の分担も必要ではないか。

(説明者)

- ・ アメリカでは、色々な試みがなされていると聞いている。例えば、「ティーンズコート」と呼ばれる非行少年と同年代の少年らによる審判のような働き掛けがなされている。ただ、明確ではないが、アメリカには家庭裁判所調査官と同じように家庭の問題に深く関わる職種はいないようである。

(委員長)

- ・ 調査官制度は、その特殊性が世界的に注目されている。ところで、先ほどの「役割の分担」ということに関して、国や自治体での取組はどうか。

(委員)

- ・ 青少年への援助活動のための指針等が国や自治体から示されていると聞いている。

(説明者)

- ・ 国や自治体に積極的な動きがある。非行の芽が出始めた早期の段階で多くの機関が関わろうとする動きや、社会に直接還元できるようなボランティア活動をさせるような動きが全国的に見られる。これらについては、家庭裁判所という司法機関のみでできることではなく、行政や民間の力を借りることが必要だと考える。

(委員)

- ・ 昨今の児童相談所もそうであるが、家庭裁判所もマンパワーの問題があると思われる。家庭裁判所のボランティアの守秘義務については、裁判員制度の普及に伴い、秘密を守るという意識が根付くのではないか。そうすれば、一般のボランティアも期待できるのではないか。

(委員長)

- ・ 裁判所の関わりは処分の決定までであり、それ以降の関わりについては難しい点がある。保護観察の実情を尋ねたい。

(委員)

- ・ 保護司として少年宅を往訪する際に、家庭内がよく見える。靴の脱ぎ場も、座る場所もないほどに乱雑になった家庭が多く、社会奉仕活動で清掃や整とんのよさを知ってもらうことも意味がある。少年院に入る者の大半は、家庭に問題があると思う。韓国では、少年院を仮退院する3日前から家族と共に暮らすという手続があるが、社会復帰のためにも良いことだと思う。保護観察は、初回はうまく機能しても、2回目となるとルーズになりがちであるように思う。

(委員長)

- ・ 保護観察所でもボランティア活動をしていると聞いている。2回目の保護観察は難しい問題があるとの指摘だが、家庭裁判所も保護処分決定後は、他機関との協議はあるが、十分に関与できないところがある。

(委員)

- ・ 2つの点について伺いたい。1つは、家庭の問題を類型化できるかという点、もう1つは、少年友の会の給源が、やがて広がっていくのではないかと思うがどうかという点である。

(説明者)

- ・ 1点目の家庭の問題は、大きく3つに類型化できるのではないか。
 - ① 現象としては、家庭に問題が生じているように見えるが、実際は家庭の問題というより少年自身の思春期特有の問題が主になっているもので、家族だけの力で乗り切ってしまうような家庭
 - ② 保護者に問題意識はあるが、情報不足で関係者や専門家の援助をどのように受ければよいか分からない家庭
 - ③ 旧来からある多問題家庭で、保護者に問題意識も指導力も欠落している家庭家庭裁判所の保護的措置の対象としては、多くは②の家庭であると思われる。

また、2点目の少年友の会の給源についてであるが、会員の対象として、まだ情報収集段階であるが、福祉関係やその関連領域の学生ボランティア会員の導入などを検討している。実現させるためには、しかるべきゼミの指導教員の理解と指導も不可欠だと考えている。

(委員)

- ・ 「保護」という言葉は優しく聞こえる。長崎の女兒殺害事件のように仮想現実の世界に生きる少年らに、これまでの概念や説諭が通用するのか。現代は、家庭や地域の教育力がなくなっている。そのような状況の中で、果たして社会人として適応できるのか。そうした観点での保護的措置の在り方も重要になる。

(説明者)

- ・ 家庭裁判所としては、犯罪のない社会、犯罪をしない子どもたちに育てていくことを目指すことになるが、そのためには、少年や家庭の内なる回復力、地域の援助力など、それぞれが本来の力を出せるように援助することが必要であると思う。司法機関としての限界はあるが、家庭裁判所の援助によって少年や保護者が自分たちの力で立ち直って行くことを念頭に置きたい。無論、少年達の応援団だけにもならず、社会防衛の見地だけに立っているのもいけない。その両者のバランスの取り方が大切である。

(委員長)

- ・ 少年審判手続は、健全育成の観点から後見的、福祉的な立場に重きを置いているが、一方でそのようなものは切り離してしまえばよいという意見もあるがいかがか。

(委員)

- ・ 少年たちには、家庭、職場、社会に居場所がないように思う。社会全体も冷たく見ているのではないか。家庭裁判所では、愛情をもって、心の問題をもっと見てほしい。もっと地域社会全体で考えて行くべきである。ただ、教育的な措置としての活動が、世間のさらし者にされているとか、懲罰的な意味があると受け止められるのではないか。経済社会に生きているのであるから、何かプラスの価値をつけてやることも検討すべきではないか。

(委員)

- ・ 学生ボランティアの話題が出たが、積極的に推進してほしい。この領域に関心のある学生で、指導できる教員がいることが大切である。少年も同年代だと言うことで耳を傾けるし、よいモデルとしてとらえるのではないかと思うので効果的である。

(委員)

- ・ 被害者のことは、どの程度判断に影響があるのか。

(説明者)

- ・ 裁判官は法律家として事件を見ているので、被害の程度、謝罪や被害弁済については関心が高い。審判では、被害者の気持ちを考えさせて発言させているし、被害弁済や謝罪についても尋ねている。それらについては、少年本人の責任を自覚させるためにも必要だと考えている。

(委員)

- ・ 少年には、もっと罪を償うという視点や罰を受けるという意識を持たせることが必要ではないか。裁判所は開かれたものではなく、二度と来たくないような怖い存在であってほしい。そのことが犯罪の抑止力になるのではないか。

(委員長)

- ・ 本日は、凶悪犯罪のように社会的に大きな非難を受けるような事件を想定した話ではなく、十分に立ち直れる程度の非行を犯した少年を念頭においた保護的措置を考えていただきたい。

(説明者)

- ・ 名古屋家庭裁判所の仕事を見直す上で3つの柱がある。

- ① 少年に対する保護的措置の充実強化
- ② 保護者・家庭に対する措置の充実強化
- ③ 被害者の視点を少年審判に取り入れること

特に③については、重大事件でなくても被害者への照会等を実行し、少年への処遇に活かすようにしたい。これまで被害者の視点が足りなかったことは反省しつつ、少年保護という少年法の基本精神を大切に考えたい。

(委員長)

- ・ 被害者に関しては、平成13年の少年法改正で新たな立法がなされたところである。ところで、検察庁の少年事件に対する考えはどうか。

(委員)

- ・ 基本的に、成人の刑罰と少年の保護処分は目的が異なる。被害者の制裁や応報感情に応えるというのではなく、少年の更生、再非行防止という観点から処遇を選択すべきである。家庭裁判所調査官による調査や試験観察を通じて、非行の原因、家庭や交友関係の問題点、少年自身の意識を調査し、判断することになる。一方で、凶悪事件は検察官送致ということもある。保護処分になった場合とならなかった場合で再非行防止につながっていたのかどうか検討が必要である。そのためには、関係機関との連携が必要である。少年非行には、突発的に重大な犯罪をする者もいるが、段階を踏んで行くものが多い。それを保護観察のレベルで止めることが最も良いと思われる。

(委員長)

- ・ 配布した統計資料を見ていただくと、家庭裁判所の処分の約66%は、処分しない(不処分・審判不開始)決定であるが、これらは何もしないで許してやるというのではなく、家庭裁判所調査官をはじめとした職員が、再非行防止に向けた様々な保護的措置という取組をしている結果であることを理解していただきたい。